

## 練馬区における自然災害時の対応について

練馬区教育委員会では、練馬区における自然災害時の対応について、下記のように定めています。大泉第三小学校でもこれに準じて災害時の対応を行いますのでご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 地震発生時の保護者引き渡しの原則

学校を含む地域の震度「震度5弱以上」

- ・保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。
- ・時間がかかっても、保護者が引き取りに来るまでは児童生徒等を学校で保護しておく。

学校を含む地域の震度「震度4以下」

- ・原則として、引き渡しは行わず下校させる。
- ・交通機関に混乱が生じ、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については、学校で待機させ保護者の引き取りを待つ。

#### 2 気象警報発表時における臨時休業等の対応について

臨時休業となる場合

- ・当日午前7時の時点で、気象庁から「練馬区」について、「特別警報（大雨・強風・大雪・暴風雪等）」または「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合は臨時休業となる。
- ・河川の洪水や浸水害が心配される地域は、「大雨警報」や「洪水警報」の発表により、各学校の判断で臨時休業とすることができる。その際、保護者に学校の対応を事前に通知する。

臨時休業とならない場合の対応

- ・風雨や地域の状況または職員の出勤状況により、始業を繰り下げる等の対応をしたときは教育指導課へ報告する。
- ・始業を繰り下げた場合、スクールゾーンが解除されていることを想定して、登校時の見守り体制等、児童・生徒の安全確保を行う。
- ・下校については、各学校において地域の状況をよく把握した上で安全確保を図る。